

〔別紙第一〕（本位的訴因）

一、（横浜地裁昭和四八年(わ)第五六一号事件、公訴事実第二）

被告人■は、■と共謀のうえ、次表(1)の年月日に、(2)の場所において(3)の者から、自己がその職務

（その内容は、「原判示冒頭の事実」参照。以下同じ。）上不正の行為をした（その内容は「原判示第一、同別表第一、番号44、46ないし48の事実」参照。）ことに対する謝礼の趣旨で、(4)の者より供与されるものであることこの情を知らながら、(5)の現金の交付を受けて、賄賂を收受した。

番号	(1)年月日(昭和)(ころ)	(2)場	所	(3)手	交	者	(4)供	与	者	(5)賄賂(現金)
1	四六・三・二〇	■	■	ホ	テ	ル	■	■	■	一〇万円
2	"・五・二一	旅	館	■	■	■	■	■	■	一〇万円

5	4	3	2
〃 ・一二・八	〃 ・一〇・上旬	〃 ・八・二〇	〃 ・七・上旬
試験場付近を走行中の自動車内	■ ■ ■ ■ 方	右 同 所	■ ■ ■ ■ (株)
■ ■ ■ ■	右 同 人	右 同 人	右 同 人
同 上 人	■同 ■上 ■ ■人	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
一五万円	一〇万円	一五万円	一五万円

四、（同年(わ)第五六〇号事件、公訴事実第一）

被告人■は、次表(1)の者と共謀のうえ、(2)、(一)の年月日に、同(二)の場所において、同(四)の者から不正の手段により、同(三)の者に第一種普通自動車運転免許証を取得させてもらいたい旨の請託を受け、右不正の行為に対する謝礼の趣旨で、(3)、(四)の者から供与されるものであることの情を知りながら、同(一)の年月日に、同(二)の場所において、同(三)の者から、同(五)の現金の交付を受け、もって被告人■および原審相被告人■の職務（原判示冒頭の事実参照。）に関して賄賂を収受し、よつて、その都度(2)、(三)の者に対し、それぞれ不正の手段により、自動車運転免許証各一通を取得させ（その内容は、「原判示第一、同別表第一、番号8、9、30ないし33の事実」参照。）、もつて、いずれも賄賂を収受し、よつて不正の行為をした。

二五万円

二〇万円

合計 一〇〇
万円
円

一五万円

一五万円

二〇万円

(同年(わ)第五六二号事件、公訴事実第一)

(同年(わ)第五六二号事件、公訴事実第一)

転免許試験の受験に際し、被告人■の職務上の不正の行為により、同試験の学科、適性の各試験について合格の取扱いをされたい旨請託を受け、その不正の行為に対する謝礼の趣旨のもとに供与されるものであることの情を知りながら、現金二〇万円の交付を受け、もつて被告人■の職務に関して賄賂を収受し、よつて被告人■において、職務上不正の行為をした（その内容は「原判示第一、同別表第一、番号88の事実」参照。）。

(二)、同年同月中旬ころ、前記「■」において、被告人■において、■および■の両名から、■の自動車運転免許試験の受験に際し、被告人■の職務に関して前同様の請託を受け、前同様趣旨のもとに供与されるものであることの情を知りながら、現金二〇万円の交付を受け、もつて、被告人■の職務に関して賄賂を収受し、よつて同被告人において職務上不正の行為をした（その内容は「原判示第一、同別表第一、番号89の事実」参照。）。

七、（同年(初)第一、八四三号事件、公訴事実第二）

被告人■、同■の両名は、共謀のうえ、昭和四六年十一月下旬ころ、被告人■の自宅において、■から、運転免許試験の受験に際し、被告人■の職務上の不正行為により、同試験に合格の取扱いをされたい旨請託を受け、その謝礼の趣旨のもとに供与されるものであることの情を知りながら、被告人■において現金二〇万円の交付を受け、もつて被告人■の職務に関して賄賂を収受し、よつて同被告人において職務上不正の行為をした（その内容は、「原判示第一、同別表第一、番号91の事実」参照。）。

別表第一 予備的訴因

一、昭和四八年(初)第五六五號事件、公訴事實第一

被告人■は、次表(1)の年月日に、(2)の場所において、いずれも(3)の免許証取得者・贈賄者の意を受けた■から、右(3)の者が自動車運転免許証を取得した際、自己がその職務上不正の行為をした(その内容は別紙第一、一におけると同一である。)ことに対する謝礼の趣旨で、右(3)の者より供与されるものであることの情を知りながら、(4)の金員相当額の饗応接待を受け、もつてそれぞれ自己の職務上不正の行為をなしたことに關し賄賂を収受した。

番号	(1)年月日(昭和)(ころ)	(2)場 所	(3)免許証取得者	贈賄者	(4)賄賂(相当額)
1	四六・三・二〇	■ ■ ■ ホテル	■	■	一万三、三六九円
2	〃・五・二一	旅館 ■ ■	■	■	一万四、二八〇円
3	〃・九・一一	右 同 所	■	■	二万三、二八四円
4	〃・九・一一	右 同 所	■	■	二万三、二八四円

二、(同年(わ)第八〇五号事件、公訴事実第二)

原判示第五、同別表第三、番号18と同一の事実。

三、(同年(わ)第五六三号事件、公訴事実第二)

(一)(別紙第一の三の表のうち番号1、4、5に対応する分)

被告人■は、次表(1)の年月日に、(2)の場所において、いずれも(3)の免許証取得者・贈賄者の意を受けた■

から、右(3)の者が自動車運転免許証を取得した際、自分がその職務上不正の行為をした(その内容は、

「原判示第一、同別表第一、番号3、4、61の事実」参照。)ことに対する謝礼の趣旨で(3)の者より供与される

ものであることの情を知りながら、(4)の金員相当額の饗応接待を受け、もつて自己の職務上の行為をなしたことに関し賄賂を収受した。

番号	(1)年月日(昭和)(ころ)	(2)場 所	(3)免許証取得者	贈賄者	(4)賄賂(相当額)
1	四六・三・二〇	■ ■ ■ ホテル	■ ■ ■	■ ■ ■	一万三、三六九円
2	"・一〇・三〇	旅館 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	二万五、〇〇〇円
3	"・一二・中旬	「キャバレー ■ ■ ■」など	■ ■ ■	■ ■ ■	少くとも 六、〇〇〇円

(二)、(別紙第一の三の表のうち2、3に対応する分)

被告人 ■ は、次表(1)の年月日に、(2)の場所において、いずれも(3)の免許証取得希望者・贈賄者の意を受けたから、自己の職務に関し不正の行為を行なうことによつて、(3)の者を自動車運転免許試験に合格の取扱いとされたい旨請託を受け、その不正の行為に対する謝礼の趣旨で、(3)の者から供与されるものであることの情を知りながら、(4)の金員相当額の饗応接待を受け、もつて自己の職務に関し賄賂を収受し、よつて職務上不正の行為をした(その内容は、「原判示第一、同別表第一、番号57、58の事実」参照)。

番号	(1)年月日(昭和)(ころ)	(2)場 所	(3)免許証取得希望者	贈賄者	(4)賄賂(相当額)
1	四六・五・二一	旅館 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	一万四、二八〇円
2	"・五・二一	右 同 所	■ ■ ■	■ ■ ■	一万四、二八〇円

四、(同年(初)第五六〇号事件、公訴事実第一、ただし被告人 ■ 関係分のみ)

次表(1)の被告人は、単独または共謀のうえ、(2)、(一)の年月日に、同(二)の場所において、いずれも不正の手段により同(三)の者に第一種普通自動車運転免許証を取得させてもらいたい旨の請託を受け、右不正行為に対する謝礼の趣旨で、(3)、(三)の者から供与されるものであることの情を知りながら、同(一)の年月日に、同(二)の場所において、いずれも各同(三)の者の意を受けたから、同(四)の現金の交付を受け、もつて(1)の被告人らの職務に関して賄賂を收受し、よつてその都度(3)、(三)の者に対し、それぞれ不正の手段により、自動車運転免許証各一通を取得させ(その内容は別紙第一、四におけると同一である)、もつていずれも賄賂を收受し、よつて不正の行為をした。

番号	(1)被告人	(2)請	託	(3)賄	賂	の	収	受	(四)賄
	(一)年月日 (昭和)(ころ)	(二)場所	(三)免許証取得希望者	(一)年月日 (昭和)(ころ)	(二)場所	(三)供与者	(四)賄賂 (現金)		
1	四六・三・上旬	バー「川崎市番地」	■	四六・三・上旬	バー「近路上」付	■	五万円		
2	四六・四・八	■	■	四六・四・八	自動車運転免許試験場内	■	五万円		
3	四六・六・上旬	バー「■」	■	四六・六・上旬	自動車運転免許試験場内	■	五万円		
4	四六・一〇・一八	自動車運転免許試験場内	■	四六・一〇・一八	上記試験場内	■	五万円		
5	四六・一二・一四	同所	■	四六・一二・一四	同所	■	五万円		

五、(同年(五)第五六二号事件、公訴事実第二)

被告人■は、次表(1)の年月日に、(2)の場所において、いずれも被告人■から、不正の手段により、(3)の者に第一種普通運転免許証を取得させてもらいたい旨の請託を受け、右不正行為に対する謝礼の趣旨で、(3)の者から供与されるものであることの情を知りながら、(1)の年月日に、(2)の場所において、いずれも(3)の者の意を受けた被告人■から(4)の現金の交付を受け、もつて自己の職務に関して賄賂を収受し、よつてその都度(3)の者に対し、それぞれ不正の手段により自動車運転免許証各一通を取得させ(その内容は別紙第一、五におけると同一である。)もつて、いずれも賄賂を収受し、よつて不正の行為をした。

番号	(1)年月日(昭和)(ころ)	(2)場 所	(3)免許証取得希望者	(4)賄賂(現金)
1	四六・一二・一四	自動車運転免許試験場	■ ■ ■	五万円
2	四七・五・下旬	右 同 所	■ ■ ■	五万円
3	四七・五・下旬	右 同 所	■ ■ ■	五万円

六、(同年(初)第一、一七九号事件、公訴事実第三)

被告人■は、

(一)、昭和四七年三月下旬ころ、バー「■」付近を走行中の自動車内において、■の意を受けた被告人■

■から、右■の自動車運転免許試験の受験に際し、被告人■の職務上の不正行為により、同試験の学科・適性の各試験について合格の取扱いをされたい旨請託を受け、その不正の行為に対する謝礼の趣旨のもとに供与されるものであることの情を知りながら、現金四万円の交付を受け、もつて被告人■の職務に関して賄賂を収受し、よつて職務上不正の行為をした(その内容は、別紙第一六、(一)におけると同一である。)

(二) 同年同月下旬ころ、バー「**■**」付近を走行中の自動車内において、**■**の意を受けた被告人**■**から、右**■**の自動車運転免許試験の受験に際し、被告人**■**の職務に関し、前同様の請託を受け、前同趣旨のもとに供与されるものであることの情を知らながら、現金四万円の交付を受け、もつて被告人**■**の職務に関して賄賂を収受し、よつて職務上不正の行為をした(その内容は、別紙第一、六、(二)におけると同一である。)。七、(同年(わ)第一、八四三号事件、公訴事実第二)

被告人**■**は、昭和四七年一月下旬ころ、バー「**■**」において、**■**の意を受けた被告人**■**から、右**■**の運転免許試験の受験に際し、被告人**■**の職務上の不正行為により、同試験に合格の取扱いをされたい旨請託を受け、よつて不正の行為をした(その内容は別紙第一、七におけると同一である。)ことの謝礼の趣旨で供与されるものであることの情を知らながら、一万六、六六六円相当の酒食の提供を受け、もつて被告人**■**の職務上不正の行為をなしたことに関し賄賂を収受した。

○参 考

公訴事実

被告人■は、昭和四四年四月一日から昭和四七年九月二二日までの間、神奈川県巡査部長として神奈川県警察本部交通部運転免許課自動車運転免許試験場に勤務し、学科試験科の試験官として、自動車等の運転免許試験を受験しようとする者に対する学科試験・適性試験に関する事務を処理する職務に従事していたもの、被告人■は、■株式会社代表

取締役、被告人■は建築設計士、被告人■は有限会社■代表取締役、被告人■は大工、被告人■

は有限会社■の代表取締役、被告人■は株式会社■支店長、被告人■は家庭の主婦であ

るところ

第一 別表第一の(1)欄記載の被告人は、いずれも不正の手段により、同表(3)欄記載の者に、同表(5)の(㊦)欄記載の各自動車運転免許証を取得させようと企て、同表(2)欄記載の者と(ただし、番号2・4・11・13・15・16については、同表(1)欄記載の被告人らの間のみにおいて)共謀のうえ、被告人■が、同表(4)の(一)欄記載の年月日に、いずれも同県横浜市区■町■番地所在前記試験場において、同表(4)の(二)欄記載の不正の方法を講じ、もつて、同表(3)欄記載の者が、いずれもその都度、法令所定の学科試験および適性試験に合格した旨不正の取扱いをなし、よつて、技能試験に合格した同表(3)欄記載の者らをして、いずれもその都度、同表(5)の(一)欄記載の年月日に、同(二)欄記載の場所において、同(三)欄記載の者から、各神奈川県公安委員会の発行にかかる、同表(3)欄記載の者に対する同表(5)の(㊦)欄記載の自動車運転免許証各一通の交付を受けさせ、もつて、いずれも共謀のうえ、不正の手段により自動車運転免許証の交付を受け

第二 別表第二の(1)欄記載の被告人は、共謀のうえ、同表(2)欄記載の年月日に、同表(3)欄記載の場所において、同表(4)欄記載の者から、(1)欄の被告人中前記試験官であつた者(○印をもつて表示)が、第一記載のとおり、その職務上不正の行為をしたことに対する謝礼の趣旨で、同表(5)欄記載の者より供与されるものであることの情を知りながら、同表(6)欄記載の各現金の交付を受けて、賄賂を收受し

第三 別表第三の(1)欄記載の被告人は、(ただし、番号4については、同表(2)欄記載の者と)共謀のうえ(ただし番号1を除く)、同表(3)欄記載の年月日に、同表(4)欄記載の場所において、同表(5)欄記載の者に対し、それぞれ第二記載の趣旨のもとに、同表(6)欄記載の現金を手交し、もつて、いずれも同表(5)欄記載の相手方のうち前記試験官であつた者(○印をもつて表示)の前記職務に関して、賄賂を供与したものである。

第一 各道路交通法違反 同法第一一七条の三第二号、刑法第六〇条（番号1については、昭和四五年法律第八六号）
 第二 各枉法収賄 刑法第一九七条の三第二項・第六〇条・第六五条第一項（但し、被告人■についてのみ）
 第三 各 贈 賄 同法第一九八条第一項・第一九七条の三第二項・第六〇条（ただし別表第三番号1については、第六〇条を除く）

別表第二（収賄関係）

番号	1	2	3	4
	被告人	被告人	被告人	被告人
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
昭和()年()月()日	四六・三・二〇	四六・五・二一	四六・九・三	四六・九・八
場所	静岡県熱海市 町番号 ホテル	静岡県熱海市 町番号 有限会社	横濱市 区番地 株式会社 事務所付近路上	右会社事務所
手交者	■	■	■	右同
供与者	同上人	■	■	■
(6)	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
賄賂（いづれも現金）（円）				

被告人■は、昭和四四年四月一日から昭和四七年九月二二日までの間、神奈川県巡査部長として神奈川県警察本部交通部運輸免許課自動車運輸免許試験場に勤務し、学科試験科の試験官として、自動車等の運輸免許試験を受験しようとする者（以下受験者という）に対する学科試験・適性試験に関する事務を処理する職務に従事していたもの、被告人■は、昭和四四年四月一日から昭和四七年一月二二日までの間、神奈川県警察技術吏員として同試験場に勤務し、技能試験科の試験官として、受験者に対する技能試験に関する事務を処理する職務に従事していたもの、被告人■は■株式会社代表取締役、被告人■は有限会社■代表取締役、被告人■は電気工業を営むもの、被告人■は■は■は有限会社従業員、被告人■は■株式会社■営業所長、被告人■は同営業所従業員、被告人■は右■株式会社営業課長、被告人■は■株式会社代表取締役、被告人■は■は■飲食店「■」の経営者、被告人■は大工、被告人■は■株式会社■支店の作業所長であるところ

第一 別表第一の(1)欄記載の被告人は、いずれも不正の手段により、同表(3)欄記載の者に、同表(6)の(五)欄記載の各自自動車運転免許証を取得させようと企て、同表(2)欄記載の者と（ただし、番号3・4・6・7・8・11・12については、同表(1)欄記載の被告人らの間のみに）共謀のうえ、被告人■が、同表(4)の(一)欄記載の年月日に、いずれも同県横浜市■区■町■番地所在前記試験場において、同表(4)の(二)欄記載の不正の方法を講じ、もつて、同表(3)欄記載の者が、いずれもその都度、法令所定の学科試験および適性試験に合格した旨不正の取扱いをなし、次いで、前記■が、同表(5)の(一)欄記載の年月日に、前記試験場において、同(二)欄記載の方法を講じ、もつて同表(3)欄記載の者が、いずれもその都度、法令所定の技能試験に合格した旨不正の取扱いをなし、よつて、同表(6)の(一)欄記載の年月日に、同(二)欄記載の場所において、同(三)欄記載の者から、同(四)欄記載の者をして、各神奈川県公安委員会の発行にかかる、同表(3)欄記載の者に対する同表(6)の(五)欄記載の自動車運転免許証各一通の交付を受けさせ、もつて、いずれも共謀のうえ、不正の手段により自動車運転免許証の交付を受け

第二 別表第二の(1)欄記載の被告人は、共謀のうえ、同表(2)欄記載の年月日に、同表(3)欄記載の場所において、同表(4)欄記載の者から、(1)欄の被告人中前記試験官であつた者(○印をもつて表示)が、第一記載のとおり、その職務上不正の行為をしたことに対する謝礼の趣旨で、同表(5)欄記載の者より供与されるものであるとの情を知りながら、同表(6)欄記載の各現金の交付を受けて、賄賂を收受し

第三 別表第三の(1)欄記載の被告人は、共謀のうえ(ただし、番号5を除く)、同表(2)欄記載の年月日に、同表(3)欄記載の場所において、同表(4)欄記載の者に対し、それぞれ第二記載の趣旨のもとに、同表(5)欄記載の現金を手交し、もつて、いづれも同表(4)欄記載の相手方のうち前記試験官であつた者(○印をもつて表示)の前記職務に関して、賄賂を供与したものである。

罪名・罰条

第一 各道路交通法違反 同法第一一七条の三第二号、刑法第六〇条

第二 各枉法収賄 刑法第一九七条の三第二項・第六〇条・第六五条第一項(ただし、被告人■についてののみ)

第三 各 贈 賄 同法第一九八条第一項・第一九七条の三第二項・第六〇条(ただし、別表第三番号5については

第六〇条を除く)

別表第二(収賄関係)

1	番号		場 所	手 交 者	供 与 者	(6)
	被 告 人	(1)				
○ ■■ ■■	年 月 日 (昭和) (ころ)	(2)	横浜市 区 番地 方	■■■■	■■■■	賄賂(いづれも現金)(円)
四六・三・一一				■■■■	■■■■	100,000

れ被告人の各職務上不正の行為をなしたことに關し賄賂を收受した。

二 別表第一の二・(1)欄記載の被告人は、同表(2)欄記載の者と共謀のうえ、同表(3)欄記載の年月日に、同表(4)欄記載の場所において、に對し、公訴事実第一記載のとおり、同表(5)免許証取得者・贈賄者欄記載の者が運転免許証を取得した際、右が各職務上不正な行為をなしたことに對する謝礼の趣旨で、各同表(6)欄記載の金員相当額の饗応接待をなし、もつて、それぞれ、右の前記各職務上不正の行為をなしたことに關し賄賂を供与した。

公訴事実第三について

第三 別表第二・(1)欄記載の被告人は、同表(2)欄記載の者と共謀のうえ、同表(3)欄記載の年月日に、同表(4)欄記載の場所において、いづれもに對し、同表(1)欄記載の各被告人が自動車運転免許証を取得した際、右において、各職務上不正の行為をなしたことに對する謝礼の趣旨で、各同表(5)欄記載の金員相当額の饗応接待をなし、もつて、それぞれ、右の前記各職務上不正の行為をなしたことに關し賄賂を供与した。

罪名・罰条

第二、一 各枉法収賄 刑法第一九七条の三第二項

その他の各事実 各贈賄 刑法第一九八条第一項・第一九七条の三第二項・第六〇条

別表第一の一

番号		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1	被告人					
四六・三・二〇	年(昭和)月(ころ)日	熱海市町番	場所	免許証取得者	贈賄者	賄(相当額)賂
一三、三六九円		ホテル				

2	右に同じ	四六・五・二一	同市 旅館 番号	古堂 与作	一四、二八〇円
3	右に同じ	四六・九・一一	右に同じ	及川みつ子	二三、二八四円
4	右に同じ	四六・九・一一	右に同じ	森谷みな子	二三、二八四円

訴因の予備的変更請求書（昭和五〇年三月四日）

（横浜地裁昭和四八年（ワ）第五六三号）

公訴事実第二について

第二、一、（一）別表第一の一・（1）欄記載の被告人は、同表（2）欄記載の年月日に、同表（3）欄記載の場所において、いづれも各同表（4）免許証取得者・贈賄者欄記載の者の意を受けたから、公訴事実第一記載のとおり、各同表（4）欄記載の者が運転免許証を取得した際、被告人において各その職務上不正の行為をなしたことに對する謝礼の趣旨で、各同表（4）欄記載の者より供与されるものであることの情を知りながら、各同表（5）欄記載の金員相当額の饗応接待を受け、もつて、被告人の各職務上不正の行為をなしたことに關し賄賂を収受した。

（二）別表第一の二・（1）欄記載の被告人は、同表（2）欄記載の年月日に、同表（3）欄記載の場所において、いづれも、各同表（4）免許証取得希望者・贈賄者欄記載の者の意を受けたから、被告人の前記各職務に關し不正の行為をなすことにより、各同表（4）欄記載の者を自動車運転免許試験に合格の取扱いとされたい旨請託を受け、その不正の行為をなすことに對する謝礼の趣旨で、各同表（4）欄記載の者から供与されるものであることの情を知りながら、各同表（5）欄記載の金員相当額の饗応接待を受け、もつて、それぞれ、被告人の前記職務に關し賄賂を収受し、よつて公訴事実第一記載のとおり職務上不正の行為をなした。

二、(一) 別表第二の一・(1)欄記載の被告人は、同表(2)欄記載の者と共謀のうえ、同表(3)欄記載の年月日に、同表(4)欄記載の場所において、[REDACTED]に対し、公訴事実第一記載のとおり、同表(5)免許証取得者・贈賄者欄記載の者が自動車運転免許証を取得した際、右[REDACTED]において各職務上不正の行為をなしたことに對する謝礼の趣旨で、各同表(6)欄記載の金員相当額の饗応接待をなし、もつて、それぞれ、右[REDACTED]の前記各職務上不正の行為をなしたことに關し賄賂を供与した。

(二) 別表第二の二・(1)欄記載の被告人は、同表(2)欄記載の者と共謀のうえ、同表(3)欄記載の年月日に、同表(4)欄記載の場所において、いづれも、[REDACTED]に対し、同表(5)免許証取得希望者・贈賄者欄記載の者が自動車運転免許試験受験に際し、右[REDACTED]において、その前記職務に關し不正の行為をなすことにより、同表(5)欄記載の者を合格の取扱いとされたい旨依頼し、その不正の行為をすることに對する謝礼の趣旨で、各同表(6)欄記載の金員相当額の饗応接待をなし、もつて、それぞれ、右[REDACTED]の前記各職務上不正の行為をなすことに關し賄賂を供与した。

公訴事実第三について

第三、一 別表第三の一・(1)欄記載の被告人は、同表(2)欄記載の者と共謀のうえ、同表(3)欄記載の年月日に、同表(4)欄記載の場所において、いづれも[REDACTED]において、[REDACTED]に対し、同表(5)免許取得者・贈賄者欄記載の者が、公訴事実第一記載のとおり、自動車運転免許証を取得した際、右[REDACTED]において職務上不正の行為をなしたことに對する謝礼の趣旨で、各同表(6)欄記載の金員相当額の饗応接待をなし、もつて、それぞれ、右[REDACTED]の前記職務上不正の行為をなしたことに關し賄賂を供与した。

二 別表第三の二・(1)欄記載の被告人は、同表(2)欄記載の者と共謀のうえ、同表(3)欄記載の年月日に、同表(4)欄記載の場所において、いづれも[REDACTED]において、[REDACTED]に対し、同表(5)免許証取得希望者・贈賄者欄記載の者が自動車運転免許試験受験に際し、右[REDACTED]において、その前記職務に關し不正の行為をなすことにより、同表(5)欄記載の者を合格の取扱いとされたい旨依頼し、その不正の行為をすることに對する謝礼の趣旨で、各同表(6)欄記載の金員相当額の饗応接待をなし、もつて、それぞれ、右[REDACTED]の前記各職務上不正の行為をなすことに關し賄賂を供与した。

罪名・罰条

第二、一、(一) 各枉法収賄 刑法第一九七条の三第二項

第二、一、(二) 各枉法収賄 刑法第一九七条の三第一項

第二、二、(一) 第三、一 各贈賄 刑法第一九八条第一項・第一九七条の三第二項・第六〇条

第二、二、(二) 第三、二 各贈賄 刑法第一九八条第一項・第一九七条の三第一項・第六〇条

別表第一の一

3	2	1	番号	
右に同じ	右に同じ	■■■■	被告人	(1)
四六・一二・中旬	四六・一〇・三〇	四六・三・二〇	年 (昭和) 月 (ころ) 日	(2)
横浜市■■区■■町■■番地 「キャバレー」等	熱海市■■町■■番号 旅館■■■■	熱海市■■町■■番号 ■■■■ホテル	場 	

別表第一の二

1	番号	
■■■■	被告人	(1)
四六・五・二一	(昭和) 月 (ころ) 日	(2)
熱海市 旅館■■■■番 号■■■■	場所	(3)
■■■■	免許証取得者 希望者・贈賄者	(4)
一四、二八〇円	(相当額) 賄 略	(5)

訴因の予備的変更請求書（昭和五一年一月一六日）

（横浜地裁昭和四八年（わ）五六三号）

枉法収賄等

右の者らに対する頭書被告事件につき、昭和五〇年三月四日付訴因の予備的変更請求書によつて変更された訴因・罰条につき、左記のとおり変更したく請求する。

記

一、公訴事実第二について

1 第二、一、（二）を撤回し、第二、一、（一）別表第一の一に、別紙一のとおり追加する。

2 第二、二、（二）を撤回し、第二、二、（一）別表第二の一に、別紙のとおり追加する。

二、罪名・罰条

1 第二、一、（一）、第二、二、（一）はいずれも撤回する。

(別表第二の二)

5	4	番号	
右に同じ	 	被 告 人	(1)
 		共 犯 者	(2)
四六・八・二一	四六・八・五	(昭和)年 月 (ころ)日	(3)
前 旅館「  」記 	前 旅館「  」記 	場 所	(4)
 		免 許 取 得 者 贈 賄 者	(5)
三四、七三七円	三五、一四四円	(相 当 額) 賄 賂	(6)